

まぐろ(びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)又はかじき(めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)を船舶により輸入する場合の確認について

### 輸入注意事項14第56号 (14.12.9)

改正①輸入注意事項15第8号 (15. 2. 3) ②輸入注意事項17第43号 (17. 7. 25)

平成14年12月9日付け経済産業省告示第412号(輸入公表の一部を改正する告示)により昭和41年4月30日付け通商産業省告示第170号三の7の(2)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべき貨物は、平成15年1月1日以降、「まぐろ(びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)又はかじき(めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)」であつて船舶により輸入するものとなります。

このため、平成14年6月10日付け輸入注意事項14第34号(まぐろ(びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)又はかじき(めかじきを含むものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)を船舶により輸入する場合の確認について)は、平成14年12月31日限りで廃止します。

上記貨物を輸入しようとする者は、平成15年1月1日以降、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けて下さい。②

#### 記

##### 1 受付期日

毎週火曜日と木曜日の午前10時から正午まで及び午後1時30分から3時までに限る。

##### 2 提出書類

- (1) まぐろ(びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)又はかじき(めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)を船舶により輸入する場合の確認申請書(別紙様式) 3通
- (2) まぐろの種類別数量及び金額、原産地、船積地域及び船積港、運送方法並びに船名等が確認できる書類(船荷証券、インボイス、契約書等)原本及び写し 各1通

(注)1 (2)の原本は照合のうえ返却します。

2 上記の提出書類のほかにも必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

##### 3 提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室

##### 4 電子情報処理組織を使用して行う手続き ①

輸入貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第77号)に規定する電子情報処理組織を使用して、確認の手続きを行う場合にあっては、平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」及び平成12年4月3日付け輸出注意事項12第24号・輸入注意事項12第26号「電子

情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の規定を準用するものとする。

なお、この場合においては、以下の事項に注意すること。

- (1) 申請者の届出
 

平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号「特定手続等に係る申請者の届出について」の規定に基づき、申請者の届出を行つておくこと。
- (2) 申請の受付期日
 

1. の規定に関わらず、毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。
- (3) 品目コード
 

申請様式に入力すべき品目コードは、「TUN1」とする。
- (4) 提出資料
 

2. に掲げる書類を3. の提出先に提出すること。((1)の申請書を除く)。

〔別紙様式〕

まぐろ(びん長まぐろ、くるまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)又はかじき(めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)を船舶により輸入する場合の確認申請書

経済産業大臣 殿

※確認番号
※確認年月日

申請者名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
記名押印  
又は署名  
資 格 \_\_\_\_\_  
申請年月日 \_\_\_\_\_

次の輸入の確認を申請します。

I 輸入の内容

関税率表 の番号等	商品名	種類又は規格	数量 kg	単価	原产地	金額
					船積地域及び 船積港	

追  
⑫

## II その他

運送方法	1. 漁船	2. 連搬船	船名
入港予定年月日			
通關予定年月日			
入港予定港			
販売予定先			
今後の通關予定	(1) 年月 kg	(2) 年月 kg	
	(3) 年月 kg	(4) 年月 kg	
	(5) 年月 kg	(6) 年月 kg	

上記のとおり確認する。

経済産業大臣の記名押印  
資格 記名押印

## (裏面)

## ※通關

税關申告番号及び 申告年月日	送状数量	送状金額	許可又は承認年月 日及び税關押印

(注)1 当該申請書の提出時期は、原則として船積前とし、原産地別、船名別に作成すること。

2 単価欄には、1・あたりの単価(ドルC I F)を記載すること。

3 船積地域(又は船積港)が2地域(又は2港)以上の場合には、それぞれの船積地域(又は船積港)を併記すること。

4 漁船及び連搬船の区分については、1、2のいずれか該当する箇所に○印を付すること。なお、ここでいう漁船とはまぐろ及びかじきを漁獲するための漁労設備を有する船舶であり、連搬船とは漁船以外の船舶のことである。

5 入港予定年月日及び通關予定年月日について幅がある場合は、それぞれの期間を記入すること。なお、入港予定年月日の欄には実際に当該貨物の積卸しを予定している港への入港年月日を記入することとし、当該貨物を2港以上で分割して積卸しを行う場合にはそれぞれの入港予定年月日を併記すること。

6 入港予定港欄には、実際に当該貨物を2港以上で分割して積卸しを行なう場合には、それぞれの港名を記入すること。なお、当該貨物を2港以上で分割して積卸しを行なう場合には、それらの港名を併記すること。

7 販売予定先が複数の場合には、すべての販売予定先を記入すること。

8 今後の通關予定欄には、当該申請書に記載した原産地からの輸入分につき、当該申請月の通關予定量(既に通關したものも含む)、及びその後5カ月間の月別通關予定量を記入すること。(成約済みのものに限る。)